

健 寿 第 1 5 9 号  
令和元年5月9日

各市町村母子保健主管課長 様

埼玉県健康長寿課長 横田 淳一  
( 公 印 省 略 )

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」で定める一時金の支給手続き等についての周知について（依頼）

母子保健行政の推進については、日頃、格別の御協力を賜りお礼申し上げます。

さて、平成31年4月24日に「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」（以下「法」という。）が施行されたところですが、同法第12条第1項において地方公共団体は一時金支給手続き等について周知することが規定されています。また、別添1のとおり厚生労働省から周知についての依頼がありました。

つきましては、リーフレットの配布および埼玉県の「旧優生保護法一時金受付・相談窓口」の周知について御協力くださるようお願いいたします。

また、広報紙やホームページにつきましても、別添2の記載例を参考にいただき掲載くださるようお願いいたします。

なお、リーフレットは後日、送付いたします。

<送付資料>

- 1 「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」の施行について（周知依頼）
- 2 リーフレット（全国旧優生保護法一時金受付・相談窓口用）
- 3 リーフレット（埼玉県旧優生保護法一時金受付・相談窓口用）
- 4 法関係資料

健康長寿課 母子保健担当 岩崎 TEL：048-830-3561 FAX：048-830-4804 Mail：a3570-09@pref.saitama.lg.jp
---